

国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について

(別紙)

大蔵省管財局長通知(蔵管第1号 昭和33年1月7日)

十二 (使用料)

庁舎等の使用又は収益を許可する場合の使用料は、別添三使用料算定基準に基づいて算定した額に消費税相当額を加えた額とするものとする。

別添三

第3 一時的使用料

2 建物の使用料

当該使用許可を行おうとする財産が所在する地域の近隣地域内に所在する、相手方の利用目的と類似している用途に供されている建物賃貸取引実例により算定する。